【２０２３年度版】

中小企業向けおすすめ補助金概要

コムフィット合同会社

© コムフィット合同会社

中小企業・小規模事業者・地域経済関係予算案等のポイント（令和4年度第2次補正・令和5年度当初）

《基本的な課題認識と対応の方向性》

- **新型コロナの長期化**、**原材料・エネルギー価格等の高騰**により厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者等に対する資金繰り支援や価格転嫁対策等に万全を期す。
- その上で、激変する産業構造の中で「**成長と分配の好循環**」を実現するために必要不可欠な「成長志向の中小企業・小規模事業者」の創出に向け、挑戦・自己変革を後押しするための予算・税等の政策措置を総動員する。また、自治体と連携した、地域経済を牽引し、地域課題を解決する企業の取組を加速化する。

中小企業対策費	令和4年度	令和5年度＋令和4年度第2次補正
	1,095億円	1,090億円 ＋ 1兆1,191億円

© コムフィット合同会社

主な補助金関連予算

内外の環境変化によって既存のサプライチェーンが流動化する中、生産性向上・再構築等に向けた設備投資を積極的に行う中小企業・小規模事業者等を後押しするとともに、DX・GX推進や海外展開等による新たな市場獲得を支援する。

＜事業再構築・生産性向上＞

事業再構築補助金

中小企業等事業再構築促進事業【5,800億円】

新分野展開、業態転換等の事業再構築に挑戦する中小企業等を支援。また、サプライチェーン強靭化枠を新設。

中小企業生産性革命推進事業【2,000億円】 ※国庫債務負担含め総額4,000億円

設備投資、IT導入、販路開拓、事業承継等への補助を通じた、中小企業・小規模事業者の生産性向上等に向けた取組を支援。

ものづくり補助金・小規模事業者持続化補助金・IT導入補助金・事業承継引継ぎ補助金

© コムフィット合同会社

おすすめ補助金①

【ものづくり補助金】

ものづくり補助金

その制度の名称から製造業のみを対象にした補助金と思われがちだが、正式名称は「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」であり、小売業やサービス業、建設業など幅広い業種で申請することが可能。

長引く新型コロナウイルスの影響や、最低賃金の上昇・DXの推進などドラスティックな事業環境の変化に対応するため、2021年・2022年に追加の申請類型の創設やそれに伴う補助上限・補助率の引き上げが行われている。2023年もグリーン投資や海外展開などの分野での拡充がされている。

《事業概要》

中小企業が今後複数年にわたって直面する制度変更に対応するための取り組みへの支援。制度変更とは働き方改革や賃上げ、インボイス制度の導入等を指し、これらに対応するための革新的なサービスや試作品の開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資の一部を支援。

© コムフィット合同会社

ものづくり補助金

《補助対象要件》

- 日本国内に本社または補助事業の実施場所を有する会社または個人事業者。
- 資本金または常勤の従業員数が次表の数字以下であること。

業種	資本金	常勤従業員数
製造業、建設業、運輸業、旅行業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円	900人
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

© コムフィット合同会社

ものづくり補助金

《補助対象要件》

次のすべての要件を満たす3～5年の事業計画を策定し、事務局に提出すること

- 給与支給総額を年率平均1.5%以上増加
- 事業場内最低賃金（補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金）を、毎年、地域別最低賃金＋30円以上の水準とする
- 事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加

これらの要件が未達であった場合、**補助金の返還を求められる可能性**がある。

© コムフィット合同会社

ものづくり補助金

《補助上限額・補助率》

申請枠	補助上限	補助率
通常枠	750万円～1,250万円	1/2 2/3（小規模、再生事業者）
回復型賃上げ・雇用拡大枠	750万円～1,250万円	2/3
デジタル枠	750万円～1,250万円	2/3
グリーン枠	エントリー：750万円～1,250万円 スタンダード 1,000万円～2,000万円 アドバンス 2,000万円～4,000万円	2/3
グローバル市場開拓枠	3,000万円	1/2 2/3（小規模事業者）

© コムフィット合同会社

ものづくり補助金

《申請枠》

通常枠	革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援
回復型賃上げ・雇用拡大枠	業況が厳しいながら賃上げ・雇用拡大に取り組む事業者（※）が行う、革新的 な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援 ※応募締切時点の前年度の事業年度の課税所得がゼロ以下であり、常時使用する従業員がいる事業者に限る。
デジタル枠	DXに資する革新的な製品・サービス開 発又はデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援
グリーン枠	温室効果ガスの排出削減に資する取組に応じ、温室効果ガスの排出削減に資する革 新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供 方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援
グローバル市場開拓枠	海外事業の拡大・強化等を目的とした「製品・サービス開発」又は「生産プロ セス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援（①海外直接投資類型、②海外市場開拓（JAPAN ブランド）類型、③インバウンド市場開拓類型、④海外事業者との共同事業類型のいずれかに合致するもの）

© コムフィット合同会社

ものづくり補助金

《ポイント》

- 「グリーン枠」を拡充し、温室効果ガス排出削減の取組度合いに応じて、3段階の補助上限を設定するこ とで、幅広い省エネニーズを取込み。
- 「グローバル市場開拓枠」を新設し、海外展開に係るブランディング・プロモーション等の経費を補助対象へ追加。
- 事業終了後3～5年に事業場内最低賃金を年45円以上引上げ等で上限を最大1,000万円引上げ。

《採択事例（キーワード「EC」》

- 自社アパレルブランドのECサイト海外対応化、在庫ロス解消施策
- 餃子包み機の導入とECサイト構築による自動化と販売力の強化
- 冷凍食材の提供とEC販売への参入による販路拡大事業
- 外国人観光客集客と予約販売方法強化のための越境ECサイト構築
- 美容に関する新商品開発とECサイト構築による提供方法の改善
- 効率化によってEC業務の大量受注を実現！ECサイト連携システム 開発事業

© コムフィット合同会社

ものづくり補助金

《スケジュール》

ものづくり補助金は通年で募集を行っており概ね年4回(四半期ごと)

14次締切	
公募開始日	令和5年1月11日(水) 17時
申請開始日	令和5年3月24日(金) 17時
申請締切日	令和5年4月19日(水) 17時

採択発表は6月中旬を予定

© コムフィット合同会社

おすすめ補助金②

【事業再構築補助金】

事業再構築補助金

事業再構築補助金は新型コロナ禍で創設された制度で、毎回2万社を超える応募があり、2022年に最も注目度の高かった補助金。時限的な補助金とも言われていたが2023年度にも事業が継続されることが決定。
長引く新型コロナの影響や社会環境の変化、事業者の実態を鑑み、柔軟に制度内容が変更されており、2023年の公募でも更に使いやすく見直しが行われている。

《事業概要》

新型コロナの影響が長期化していることを踏まえ、当面の需要や売上の回復が期待できない中、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、思い切った事業の再構築を支援する制度。支援の対象は次のとおり。

新分野展開　事業転換　業種転換　業態転換　事業再編

© コムフィット合同会社

事業再構築補助金

《補助対象要件》

- 日本国内に本社を有する中小企業等または中堅企業等。
- 資本金または常勤の従業員数が次表の数字以下であること。

業種	資本金	常勤従業員数
製造業、建設業、運輸業、旅行業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円	900人
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

ただし、表の数字に該当する場合でも、発行する株式または出資の総額の一定以上を大企業が所有していたり、大企業の職員や役員と兼務する役員が役員総数の一定以上いたりする場合、「みなし大企業」となり対象外。

© コムフィット合同会社

事業再構築補助金

《補助対象要件》

「中堅企業等」とは

- 資本金の額または出資の総額が10億円未満の法人であること
- 資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常勤の従業員数が2,000人以下であること
  （資本金または常勤の従業員数が中小企業と定義される数字内であっても、直近過去3年分の課税所得の平均額が15億円を超える場合は、中堅企業として扱う）

これらの対象となる会社または個人事業主が、次の必須要件をすべて満たす場合に申請が可能。

- 経済産業省が示す「事業再構築指針」に沿った3～5年の事業計画を「認定経営革新等支援機関」や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3～5%以上増加または従業員一人当たりの付加価値額の年率平均3～5%以上増加

© コムフィット合同会社

事業再構築補助金

《従来からの主な変更点》

①物価高騰対策・回復再生応援枠の創設

新型コロナの影響に加え、物価高騰等により業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者の事業再構築を引き続き支援するため、補助率を引き上げた特別枠を創設。

②成長枠（旧通常枠）の創設、グリーン成長枠の要件緩和及び上乗せ支援の創設

成長分野に向けた大胆な事業再構築に取り組む事業者に向け、売上高減少要件を撤廃した成長枠を創設。グリーン成長枠については、要件を緩和した類型（エントリー）を創設し、使い勝手を向上。また、これらの枠で申請する事業者の中で、中堅・大企業へ成長する事業者や、大規模な賃金引上げ等を行う事業者に対し、補助金額や補助率を上乗せ。

③産業構造転換枠の創設

国内市場の縮小等の産業構造の変化等により、事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者に対し、補助率を引き上げる等により重点的に支援。

④最低賃金枠の継続

最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者の事業再構築を引き続き支援。

⑤サプライチェーン強靭化枠の創設

海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靭化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者を支援。

© コムフィット合同会社

事業再構築補助金

《補助上限額・補助率》

申請類型		補助上限	補助率
成長枠	（成長分野への大胆な事業再構築に取り組む）	2,000万円・4,000万円 5,000万円・7,000万円	中小1/2 中堅1/3
グリーン成長枠	（研究開発・技術開発または人材育成を行いながら、グリーン成長戦略14分野の課題解決に資する取り組みを行う）	■エントリー 中小：4,000万円・6,000万円・8,000万円 中堅：1億円 ■スタンダード 中小：1億円・中堅：1.5億円	中小1/2 中堅1/3
産業構造転換枠	（国内市場縮小の構造的な課題に直面している業種・業態向け）	2,000万円・4,000万円5,000万円・7,000万円 （廃業を伴う場合は2,000万円上乗せ）	中小2/3 中堅1/2
サプライチェーン強靭化枠	（海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靭化及び地域産業の活性化に資する取り組み）	5億円	中小1/2 中堅1/3
物価高騰対策・回復再生応援枠	（業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む）	1,000万円・1,500万円・2,000万円・3,000万円	中小2/3（一部3/4） 中堅1/2（一部2/3）
最低賃金枠	（最低賃金引き上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者）	500万円・1,000万円・1,500万円	中小3/4 中堅2/3

おすすめ補助金③

【持続化補助金】

持続化補助金

個人事業主や創業間もないスタートアップ企業、ベンチャー企業などの小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等に加え、今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、小規模事業者等が取り組む**販路開拓等の取組**の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることが目的。

小規模事業者自らが作成した持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓等の取組（例：新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等）や、地道な販路開拓等と併せて行う業務効率化（生産性向上）の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助。

© コムフィット合同会社

持続化補助金

《対象者》

(1)小規模事業者であること

・商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く) 常時使用する従業員の数5人以下
・サービス業のうち宿泊業・娯楽業 常時使用する従業員の数20人以下
・製造業その他 常時使用する従業員の数20人以下

(2)資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されていないこと(法人のみ)

(3)確定している(申告済みの)直近過去3年分の「各年」又は「各事業年度」の課税所得の年平均額が15億円を超えていないこと

※上記への該当の有無の確認のため、必要がある場合には、納税証明書等の提出を求められることがある。

(4)下記2つの事業において、本補助金の受付締切日の前10か月以内に、先行する受付締切回で採択を受けて(※)、補助事業を実施した(している)者でないこと。

①「令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<一般型>」
②「令和2年度第3次補正予算 小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>」
※採択日から起算して10か月を算定する。

© コムフィット合同会社

持続化補助金

《補助上限額・補助率》

申請類型		補助上限	補助率	特例
通常枠		50万円	2／3	
特別枠	賃金引上げ枠	200万円	2／3 ※赤字事業者については3／4	インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ
特別枠	卒業枠	200万円	2／3	インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ
特別枠	後継者支援枠	200万円	2／3	インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ
特別枠	創業枠	200万円	2／3	インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ

持続化補助金

《類型について》

類型	概要
通常枠	小規模事業者自らが作成した経営計画に基づき、商工会・商工会議所の支援を受けながら行う販路開拓等の取組を支援。
賃金引上げ枠	販路開拓の取り組みに加え、事業場内最低賃金が地域別最低賃金より＋30円以上である小規模事業者 ※赤字事業者は、補助率3/4に引上げ。
卒業枠	販路開拓の取り組みに加え、雇用を増やし小規模事業者の従業員数を超えて事業規模を拡大する小規模事業者
後継者支援枠	販路開拓の取り組みに加え、アトツギ甲子園においてファイナリスト及び準ファイナリストに選ばれた小規模事業者
創業枠	産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業の支援」を受け、販路開拓に取り組む創業した小規模事業者

© コムフィット合同会社

持続化補助金

《補助対象経費と注意事項》

科目	活用事例
①機械装置等費	補助事業の遂行に必要な製造装置の購入等
②広報費	新サービスを紹介するチラシ作成・配布、看板の設置等
③ウェブサイト関連費	ウェブサイトやECサイト等の構築、更新、改修、開発、運用に係る経費
④展示会等出展費	展示会・商談会の出展料等
⑤旅費	販路開拓（展示会等の会場との往復を含む）等を行うための旅費
⑥開発費	新商品の試作品開発等に伴う経費
⑦資料購入費	補助事業に関連する資料・図書等
⑧雑役務費	補助事業のために臨時的に雇用したアルバイト・派遣社員費用
⑨借料	機器・設備のリース・レンタル料（所有権移転を伴わないもの）
⑩設備処分費	新サービスを行うためのスペース確保を目的とした設備処分等
⑪委託・外注費	店舗改装など自社では実施困難な業務を第三者に依頼（契約必須）

※ウェブサイト関連費は、補助金交付申請額及び交付すべき補助金の額の確定時に認められる補助金総額の1／4（最大50万円）が上限。ウェブサイト関連費のみによる申請はできない

© コムフィット合同会社

持続化補助金

《補助対象経費と注意事項》

- 汎用性が高く目的外使用になりえるもの（車・オートバイ・自転車・文房具等・パソコン等）は補助対象外。
- 経費の支払いは「銀行振込」。特に10万円を超える支払い（一括、分割問わず）については、現金支払いの場合補助対象外となる。
- 相殺や小切手、商品券等による支払いは補助対象外。
- クレジットカード払い等で、口座から引き落とされた日が補助事業実施期限を過ぎている支払いについては補助対象外。
- 100万円（税込）を超える支払いは、2社以上の見積もりが必要。
- 中古品の購入（50万円（税抜き）未満のものであること）については、金額に関わらず、すべて2社以上からの見積が必須。
- オークションによる購入は補助対象外。

© コムフィット合同会社

持続化補助金

《インボイス特例について》

免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する小規模事業者に対して補助上限額を一律50万円上乗せ

《適用要件》

2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録が確認できた事業者であること。

《今後のスケジュール（予定）》

回	申請受付締切日
第12回	2023年6月1日（木）
第13回	2023年9月7日（木）

© コムフィット合同会社

おすすめ補助金④

【IT導入補助金】

IT導入補助金

《事業概要》

IT導入補助金は、「通常枠」「デジタル化基盤導入枠」「セキュリティ対策推進枠」の3つの申請枠で募集されている。ITツールを導入することで中小企業や小規模事業者等が持つ経営上の課題を解決し、生産性の向上や**売上高の拡大**を目指す取組みを支援する制度。
補助事業実施の際には、「**IT導入支援事業者**」が取組みをサポートしてくれるということも特徴の一つ。

《補助対象者》

IT導入補助金の対象者は中小企業や小規模事業者。

《要件》

- 「IT導入支援事業者」のサポートを受ける
- 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかの宣言を行う

© コムフィット合同会社

IT導入補助金

《補助上限額・補助率》

<table>
<tr><th colspan="2">申請枠・類型</th><th colspan="2">補助額</th><th>補助率</th></tr>
<tr><td rowspan="2">通常枠</td><td>A類型</td><td colspan="2">5万円～150万円未満</td><td rowspan="2">1/2以内</td></tr>
<tr><td>B類型</td><td colspan="2">150万円～450万円以下</td></tr>
<tr><td rowspan="5">デジタル化基盤導入枠</td><td rowspan="4">デジタル化基盤導入類型</td><td rowspan="2">会計・受発注・決済・ECソフト</td><td>50万円以下</td><td>3/4以内</td></tr>
<tr><td>50万円超～350万円</td><td>2/3以内</td></tr>
<tr><td>PC・タブレット等</td><td>～10万円</td><td rowspan="2">1/2以内</td></tr>
<tr><td>レジ・券売機等</td><td>～20万円</td></tr>
<tr><td>複数社連携IT導入類型</td><td colspan="2">(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費
(2)消費動向等分析経費
50万円×参画事業者数
補助上限:(1)+(2)で3,000万円
(3)事務費・専門家費
補助上限:200万円</td><td>(1)デジタル化基盤導入類型と同様
(2)・(3)2/3以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">セキュリティ対策推進枠</td><td colspan="2">5万円～100万円</td><td>1/2以内</td></tr>
</table>

© コムフィット合同会社

IT導入補助金

《A類型・B類型とは》

種類	A類型	B類型
補助額	5万～150万円未満	150万～450万円以下
補助率	1/2以内上	
プロセス数※1	1以上	4以上
ITツール要件（目的）	類型ごとのプロセス要件を満たすものであり、労働生産性の向上に資するITツールであること。	
賃上げ目標	加点	必須
補助対象	ソフトウェア費・クラウド利用料（※最大 2年分補助）・導入関連費等 ※クラウド利用料 1年から2年に期間を長期化	

プロセス

①顧客対応、販売支援
②決済、債権債務、資金回収管理
③調達・供給・在庫・物流
④会計・財務・経営
⑤総務、人事、給与、労務、教育訓練、法務、情報システム
⑥業種ごとに決まったプロセス
⑦汎用、自動化、分析ツール